

第3回外来生物対策のあり方検討会 議事録

1. 日時 令和3年6月8日(火) 14:00~16:00

2. 方法 Web会議形式

3. 出席者(敬称略)

(座長) 石井 実

(委員) 秋田 直也 磯崎 博司

五箇 公一 竹内 正彦

田中 信行 中井 克樹

早川 泰弘

(有識者・関係団体)

公益財団法人日本自然保護協会 大野 正人

(環境省) 鳥居自然環境局長

大森大臣官房審議官

奥山総務課長

谷貝総務課長補佐

中尾野生生物課長

立田野生生物課長補佐

北橋外来生物対策室長

水崎外来生物対策室長補佐

(農林水産省) 三浦大臣官房政策課環境政策室課長補佐

森大臣官房政策課環境政策室係長

谷合農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長補佐

後藤消費・安全局植物防疫課長補佐

中西消費・安全局植物防疫課長補佐

(水産庁) 丸山漁場資源課漁業監督指導官

(国土交通省) 大上総合政策局環境政策課係長

渡邊港湾局総務課長補佐

4. 議事

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより第3回外来生物対策のあり方

検討会を開催いたします。

事務局を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしくお願いたします。

まず、検討会の開催に当たりまして、環境省自然環境局の大森審議官より御挨拶をいただきます。

【環境省（大森）】 環境省の審議官をしています大森でございます。いつもお世話になっております。また、本日はお忙しい中、第3回外来生物対策のあり方検討会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より自然環境行政への御協力に改めて感謝申し上げます。

前回の第2回検討会は、昨年度の3月に開催し、行政や事業者、自然保護団体、専門家の方々など様々な立場の方にヒアリングを通じて多くの示唆をいただきまして、委員の皆様にも議論を深めていただきました。今回の第3回検討会では、前回のヒアリングの続きとして、日本自然保護協会様から御意見をいただきたいと思っております。また、これまでにいただいた御意見などを踏まえて、本検討会の提言の素案をお示しし、全体の構成が適切か、内容に漏れがないかなど大きな観点から御議論いただくとともに、特に今後講ずべき必要な措置として、7つに分けた論点の前半4つについて詳細な議論をお願いいたします。課題全体の幅広さを考えますと、時間が短くて恐縮ではございますけれども、ぜひ忌憚のない御意見、御議論を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。本日は8名の委員全員に御出席いただいております。事務局より御所属とお名前を読み上げさせていただきます。

神戸大学大学院海事科学研究科准教授、秋田委員。

大阪府立大学名誉教授、石井実委員。

岩手大学名誉教授、磯崎委員。

国立環境研究所生態リスク評価対策研究室長、五箇委員。

農業・食品産業技術総合研究機構動物行動管理グループ領域長補佐兼グループ長補佐、竹内委員。

元東京農業大学教授で環境コンサルタントENVIの田中委員。

滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員の中井委員。

日本植物防疫協会理事長の早川委員です。

石井委員には座長をお務めいただいております。

また、本日はヒアリングに御協力いただいております日本自然保護協会の大野様にも御参加いただいております。

その他の出席者につきましては、個別の紹介は省略させていただきますが、環境省、農林水産省、オブザーバーとして国土交通省、事務局として自然環境研究センターが出席しております。

なお、中井委員につきましては、10分ほど遅れるということですので御承知おきください。

なお、本日は新型コロナウイルス感染防止の観点から、ウェブ会議形式での開催とさせていただきます。本日の会議では、回線の事情により、マイクとカメラは発言のときのみオンにさせていただき、それ以外は原則としてオフにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言を希望される際には、画面右下にあります挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたら御発言いただきますようお願いいたします。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。参加者の皆様には、資料1から3までを統合したPDFと参考資料1から14までを統合した2つのPDFファイルを事前に配付させていただきます。それぞれのファイルごとに通しページを振っており、資料番号ごとに「しおり」の機能をつけてあります。画面上では資料の表示はいたしませんので、お手元で御確認いただけますようお願いいたします。

なお、本日の会議は、事前に一般傍聴者を募り、申込みをされた方にはオンラインで傍聴いただいております。また、議事録につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを環境省ウェブサイト上に公開させていただきますので、御承知おきください。

それでは、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと思います。石井座長、よろしくお願いいたします。

【石井座長】 皆さん、こんにちは。石井でございます。いつものように進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日も活発な議論を期待しております。

それでは、議事(1)外来生物対策の今後のあり方に関する提言（素案）についてに入りたいと思います。先ほど大森審議官からもございましたように、前回の関係団体からのヒ

アリングの続きといたしまして、今回、最初に日本自然保護協会からの御意見を伺いたいと思っております。同協会の大野正人部長より資料1に基づきまして御説明をお願いしたいと思っております。

それでは、大野さん、よろしく申し上げます。

【大野氏】 日本自然保護協会の大野です。このたびは検討会の提言の素案が出されるタイミングでヒアリングに呼んでいただきまして、ありがとうございます。資料1の1ページ目（通し番号4）の表紙に、日本自然保護協会の会報「自然保護」の表紙を幾つか載せております。これは会員3万人の方に隔月にお送りしている会報です。外来生物については、法制定や法改正のタイミングに特集を組んで、会員の方たちに外来生物の問題を伝えております。また、ヒアリが社会的に話題になったときにも、「アリしらべ」と併せて特集を組んでお伝えしています。

次のページ、日本自然保護協会は全国組織ですが防除活動そのものは主体的にはやってきたわけではありませんが、法改正のたびにいろいろな提言をしてきました。今回も現場で取り組む団体や会員の方から情報収集やヒアリングをして、法改正に向けた論点や意見をまとめております。

また、日本自然保護協会では、「日本自然保護大賞」という表彰をしております。年々たくさんの応募を活動団体や学校などのグループから頂いているのですが、その中でも外来種に取り組む活動も増えてきております。近年では、井の頭公園の「かいぼり」の活動や大型亜種カナダガンの防除達成についての活動について、大賞を表彰しております。こういった全国の外来種の活動についての表彰などを行っております。

次のページです。「自然しらべ」という親子で参加できる市民参加型の調査を夏季に、1990年代から行っております。これは、一般の市民の方でも分かる生き物の見分け方を伝えて、自分の地域の自然の健康診断に役立ててもらい、その寄せられたデータを日本自然保護協会として全国の傾向をまとめることをしております。中でも、カメについては2003年と2013年、アリについては2018年と2019年にやっております。カメについては、2003年のときにも、市民の方が見つけたカメの約6割がミシシippアカミミガメだったという結果になります。10年たってどうだったのかということも2013年にもやったのですが、比率としてはそんなに変わらなく、若干アカミミガメが微増したぐらいですが、2013年では、群れて見つかること多い傾向でありました。

あと、「アリしらべ」のほうは、やはりヒアリが話題になったことをきっかけに、社会

的にアリは何でも殺虫剤で処理してしまうという風潮があったので、身近な自然の中にあるいろいろなアリがいるんだよということを、一般の人にまず知ってもらおうと、2018年にアリの識別が分かる資料を作って全国で調べてもらいました。2019年には、うちの自然観察指導員という会員の方たちや、野外調査をしている方たちを対象に研修をして、ヒアリをはじめとする外来アリが万が一広がった場合のモニターの人材になるような研修もしてきました。

その次、7ページ目、「1. 外来種問題の普及啓発を推進する」という提言になります。今お話ししたように、外来種の問題そのものを正しく理解してもらうためには、市民への普及啓発と市民参加型の調査は、NGOや博物館、学校と連携して推進していくことがすごく大事だと考えております。これを今後も国として連携していくことを進めていただければと思います。特に平成27年に環境省の事業としてアカミミガメ対策普及啓発ツールを日本自然保護協会とNPO生態工房で制作をしました。チラシやポスター等を制作したり、右側に「かめぐるみ」というぬいぐるみが見えますか。これはアカミミガメの写真を基にしたぬいぐるみを作れるキットを作りました。すごくリアルなもので、実際に現物はサルモネラ菌などがある場合があるので、ビジターセンターや観察会で現物の大きさが分かるように使える模型、ぬいぐるみの制作ツールを作りました。左側のポスターは、当時、全国の水族館やビジターセンター、博物館に配布し、おかげさまでずっと掲示して下さってまして、全国を回ると、よく見かけるポスターとなりました。こういうポスターを通じた普及啓発もすごく大事だと思います。

その次、先ほどの「自然しらべ」のカメの結果を基に、飼われているミドリガメをどうするのかというシンポジウムも開催しました。そのときは、飼っている愛好家の方たちも一緒に議論ができるようにパネラーに呼んだり、当時の環境省の外来生物室の室長、動物愛護管理室の室長にも来ていただきまして、研究者、NGOを併せた議論をしました。その前に提言した内容の中でも、輸入や流通を規制すべきだということを提言しております。

9ページ目、その次のページになります。やはり今回の法改正で、1つ目玉にすべきだと思っているのは、特定外来生物の指定で新しいカテゴリーをつくることです。特定外来生物の指定に当たって、アカミミガメやアメリカザリガニのように多数飼われているが、生態系の被害が拡大しているものについては、飼育はできるのですけれども、輸入、流通、放出、譲渡の規制ができる指定カテゴリーを設けるべきではないかと思います。実

際、輸入とか販売がアカミミガメなどは今減っている状態ではありますけれども、特定外来生物に指定されることによって、自治体が防除に取り組みやすくなるとか、飼われている個体の終身飼養が徹底できるという効果が期待できると思います。また、どちらも広く飼われているものですので、国民の方たちが外来生物問題を考えるきっかけにもなると思います。

その次、「3. 自治体や民間団体との連携をすすめる」というところです。これは、地域で民間団体が外来生物の防除を進める上で、自治体の協力や連携がすごく大事です。今の法律の中で自治体の責務が明確になっていないのですが、そこを今回、明確にすることが大事ではないかと思います。ですが、その一方で、自治体での予算確保が厳しい状況ではありますので、環境省の生物多様性保全推進支援事業などの支援を拡充していくことが同時に必要ではないかと思います。

現場で聞くのは、自治体の行政界をまたぐ対策が必要な場合に、自治体間での意識や対策の違いがあることが、よくあります。そういったときに、環境省がもっとリーダーシップを取って自治体間の調整を担うことが重要ではないか、そのためには、環境省はもうちょっと積極的に自治体とのコミュニケーションを図る必要があるという声が多く寄せられております。今後、外来生物を効果的に対策していく上でも、そういった行政間の連携や協議会をつくって広域的防除計画をつくるなどが大事ではないかと思います。

次のページ、「4. 特定外来生物以外の外来種対策をすすめる」ということですが、生物多様性条約の愛知目標を基に、外来種被害防止行動計画と生態系被害防止外来生物リストという2つが策定されているのですけれども、この2つを法律で位置づけることによって、より効果的に、また、特定外来生物以外の外来生物にも対策が進むことが期待されます。法律に位置づけることによって定期的な検証や更新ができることが期待できます。

また、自治体によっては外来種のリストをつくっているところもあるのですが、こういったリストが法律に位置づけられることによって、自治体でのリスト策定とか行動計画づくりが進むことも期待できますので、特定外来生物以外の対策を進める上で、法体系の中にこれらの計画、リストを位置づけるべきではないかと思います。

その次、5番目です。井の頭池の「かいぼり」の結果による写真を載せています。「かいぼり」による自然再生によって外来種はいなくなり、それによって水質がよくなって、水草が戻ってきた。それによってトンボも増えたという成果があるのですけれども、これは、ただ外来種を除くということだけではなくて、「かいぼり」をすることによってヘド

口を冬の間、日干しにしたりとか、池の縁を生物や植物が生息・生育できるように傾斜にしたりとか造り方を変えたり、そういういろいろな環境保全の管理をした結果、井の頭池の環境保全が進んだということになります。ここに書いたように、外来種の防除手法だけを優良事例とするのではなく、環境保全をしっかりとすることによって、新たな侵略的外来生物の蔓延を防ぎ、健全な生態系の保全につながることを考えを、この外来生物法の中でも何か基本方針とか基本的な考え方の中で位置づけられるようになるのではないかと思います。現在、里山や都市公園で環境保全をしている人たちの目的や成果が、外来生物の対策につながっていくのではないかと思います。

最後です。オオクチバス（ブラックバス）について、6番目に「国のスタンスを明確化する」と書かせていただきました。これは外来生物法施行の第一次にブラックバスを指定するかしないかということが社会的な論点としてありました。当時の環境省の自然環境局長をはじめ担当課も、第一次はちょっと難しいと先送りする予定だったのですが、政治的判断もあって、当時の小池大臣が、バスは法律の目玉で指定することが望ましいということを発表し、第一次に指定されました。当時、我々もその発言と指定については支持をしました。ですが、全国でブラックバスが蔓延する、密放流するという状況はいまだにありまして、一方で、漁業権が認められている4湖で、2023年に漁業権の更新の時期を迎えます。ですので、今後こういった状況を外来生物の観点から、代替のものを考えていく、オオクチバスに頼らない漁業管理のあり方を当該県と環境省、農水省が共管して検討していくべきではないかと思います。

また、「再放逐（リリース）しないで！」という、せっかく外来生物を捕まえたのを、またその場で逃がすというのも、一方で防除をしていることを考えると、すべきではなくて、リリースをしないということも、ちゃんとキャンペーンをしていくべきではないかと思います。これらについては、今年の2月、全国ブラックバス防除市民ネットワークでシンポジウムが開催されおり、報告書にまとめられています。そこで議論されたことなどもぜひ参考にさせていただきたいと思います。

最後、「おわりに」一言。外来生物法施行後16年過ぎました。今年度、生物多様性国家戦略も2030年に向かって更新されます。そういったタイミングですので、より広く、確実に外来生物の対策が進んで、生物多様性の保全がつなげていくためにも、思い切った法改正になることを期待しています。

一番の目玉は、やはり新たなカテゴリーをつくることであって、広く外来生物の対応が

できる法律となっていくことを期待しています。そういうことによって自治体や民間の市民団体や専門家が、より積極的に協力してもらえらるようなものになっていくのではないかと期待しております。

以上となります。ありがとうございます。

【石井座長】 大野様、どうもありがとうございました。この部分の質疑ですけれども、本日の会議の一番最後の部分でやらせていただきたいと思います。大野様には、このまま御参加いただいて、発言等もいただければと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、本日の議題のメインでございます外来生物対策の今後のあり方に関する提言（素案）についてということで、環境省より資料2、3に基づき御説明をお願いしたいと思います。

（環境省より、資料2、3について説明）

【石井座長】 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいま資料2と3に基づきまして提言の素案について御説明いただきました。本日は、先ほど水崎補佐からもありましたように、提言の前半部分について重点的に議論させていただきたいと思えます。60分程度を予定してございます。後半部分ですけれども、先ほど最後の部分で御説明いただきましたように、大野さんの先ほどの御説明と関わっておりますので、前半部分の御議論の後、20分程度時間を取らせていただいて議論させていただく予定でございます。

それでは、前半部分からまいりたいと思えます。幾つかのパートに切っていきますので、御議論ください。資料3が分かりやすいと思えます。パワーポイントの資料の32ページから始まる場所です。33ページが目次の案です。34ページが「はじめに」の骨子です。そして、35ページが外来種対策をめぐるこれまでの動向をまとめています。前半部分ですので、特に御意見はないのかもしれませんが、もし今の3ページの部分で御意見がございましたら挙手をお願いしたいと思います。

冒頭で自然研さんから御説明があったように、皆さんの画面の参加者リストの一番右下のところに手のひらのマークがございいますので、これを押す形で発言をお願いしたいと思います。先ほど申しましたけれども、大野さんも議論に参加してください。お願いいたします。

それでは、今の3ページ、前半部分ですけれども、御意見があったらお願いいたします。

す。

特にこの部分ではよろしいですか。早川委員、手が挙がっていますね。では、早川委員、お願いします。

【早川委員】 幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。1つ目は、(1)－2 特定外来生物を緊急かつ定期的に指定できる仕組み作りのところです。その前に、参考資料3を、事務局の方、膨大な諸外国の情報収集をありがとうございました。整理していただきまして、よく分かりました。また、日本の客観的な位置関係もよく分かりました。ありがとうございました。それを踏まえて幾つか御意見を申し上げたいと思います。

まず、緊急かつ定期的に指定できる仕組み作りで、事務局で作っていただいた参考資料3の1ページ、植物疫病害虫の防除施策に関するEU規則のところに関連するものがあるということだったのですけれども、私も調べたら、ここではなくて、もう一つ事務局に調べていただいたEU規則1143/2014（侵略的外来種の侵入・まん延の防止及び管理に関する規則）の第10条に緊急措置という規定があって、加盟国は、本来の手続、要するに日本でいうところの特定外来生物に指定することなしに、緊急的に指定と同等の規制を行うことができるというのがありました。ただし、その緊急措置後遅滞なく、遅くとも24か月以内にリスク評価をして正式にいわゆるEUとして特定外来生物に指定することになっています。ここら辺は参考になるのではないかと思います。

2点目は、(1)－3 特定外来生物への指定により弊害が想定される種への対応ということで、前回私もお聞きしたアメリカザリガニとかアカミミガメの話、要するに、指定したいけれども、指定すると放逐等がされてしまって大変なことになるからなかなかできないというお話があったときに、私は回収という考え方にちょっと言及しました。改めて、例えば法律に国及び都道府県は必要に応じて特定外来生物の所有者から当該所有に係る外来生物を回収することができるというような規定を設けたら、ある程度効果があるのではないかと、御提案したいと思います。

3点目は、前回、買上げの話をちらっとしましたが、あれは非現実的かなと思ったんですけれども、あその後、私もちょっと調べてみました。そうしたら、徳島県がクビアカツヤカミキリで似たようなことをやっておられます。徳島県と徳島大学等が2017年から18年度にかけてクビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクトを実施して、この中で成虫を生け捕りにした場合、1頭500円で買い上げる、そのために年間70万円の予算を措置したという情報入手しました。要するに、1400頭生け捕るという見積りで、2年間で140万円計上し

た。実際に2017年の6月から7月にかけて1423頭、2018年の6月から7月にかけて1252頭を捕獲しましたが、徳島県によると、これは推定生息数の約9割以上をカバーしたのではないかとのことです。そして、さらになかなか工夫していると思われるのは、県予算に制約があるということなので、徳島大学が関係していることもありまして、一般社団法人大学支援機構が運営するOTSUCLEというクラウドファンディングを活用しまして550万円を調達し、その中から先ほどの140万円に充当したとのことでした。買上げという経済的なインセンティブが、単価設定を含めてアメリカザリガニとアカミミガメにどの程度可能性があるか分からないのですけれども、そういうような新たな視点での対策も講じつつ、果敢にアカミミガメやアメリカザリガニなど本来指定すべきものの指定がなかなかできないところをブレイクスルーしていったらいいのではないかと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。特に目次の変更をするなどの御意見ではなかったと思いますけれども、ほかに全体構成の部分で何かございませうか。御意見は各論のところと関連しますのでまたその部分で発言していただければと思います。

【早川委員】 発言箇所を間違えまして失礼しました。

【石井座長】 それでは、多分今の早川委員の部分もそこに踏み込んでいるかと思っておりますけれども、各論のところに行かせていただきます。

資料3の36ページから始まるところで、(1)－1から4です。(1)－1 特定外来生物の指定を推進、(1)－2 特定外来生物を緊急かつ定期的に指定できる仕組み作り、(1)－3 特定外来生物への指定により弊害が想定される種への対応、1ページ飛ばしまして(1)－4 交雑個体・集団の実効的な規制の仕組み作りということで、40ページまでの部分につきまして御議論いただきたいと思っております。36から40ページの部分について御意見をいただければと思います。

それでは、御意見、御質問のある方、挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

この部分は特によろしいでしょうか。それでは、後戻りしていただいて結構ですので、(2)に進ませていただきます。

(2)－1 飼養等許可の適切な執行管理の推進、42ページからは今回事務局から御提案いただいているものですが、(2)－2 飼養等許可手続きのオンライン化等による合理化・効率化、ここまで(2)－1と2の部分について御議論いただければと思います。

中井委員、よろしく申し上げます。

【中井委員】 このオンライン化ですけれども、特にセイヨウオオマルハナバチが圧倒的に多いということですが、ハウス栽培での受粉用に使うということですから、これは飼養形態がほぼ画一化されていると思います。ですから、機械的に手続ができる側面が非常に強いから、こういうものから順次オンライン化して、そうすると、手続をするほうも楽だし、一方で、見なければいけないところは決まってくるでしょうから、受ける側の審査する側もかなり楽にできるし、なおかつオンライン化することによって、形式審査の段階でひっかかるような書類の不備がなくなるというところでも業務が軽減化できると思いますので、私は今の御時世、積極的にオンライン化を進めていくべきだと思います。

同じように、例えばその次にあるガー科とかザリガニ類等の申請件数も増えているとか、あるいはウシガエルも具体的に例示がありましたけれども、ガー科魚類とザリガニ類も、今度は水生生物の飼育ということで、やはりチェックすべき項目はかなり似たようなところで、ある種形式化しやすいと思うのですけれども、そういうことをどんどん工夫されると、作業量がかなり軽減できるでしょう。一番大事なのは、現状は、申請する側がとて面倒くさいんですね。飼育施設をどこに置くかという地図まで添えなければいけないとか、部屋が必要だとか、あるいは水槽に鍵ができる様子も書かなければいけない。かなり大変になってくるので、そういうのももう少し楽にできるような工夫はあると思います。そういうことをやると、申請を出すほうも楽になって、その分、申請をきちんと出してもらえる。本来、申請は出さなければいけないのですが、やはり面倒くさくて出さないということもあり得る。それをなるべく回避できることもあると思いますので、オンライン化を積極的に進めていただけたらと思います。

以上です。

【石井座長】 どうもありがとうございます。今回、事務局側からの提案として入れているものですが、中井委員としては、この方向でいいのではないかという御意見と伺いました。

(2)－1と2に関して、ほかに御意見、御質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。

【中井委員】 実はここで述べるべきかどうか迷いましたが、先ほどの御説明で、飼養状況の具体例として、セイヨウオオマルハナバチとオオクチバスが書かれているわけですが、特に、本文の21ページの第2段落に「オオクチバスの飼養状況」の書きぶりが気にな

ります。その最後のほうで、「第五種共同漁業権に係る特定に基づく飼養等許可も継続している」とありますが、具体的にどういう許可なのか、これだと分かりにくいので、実際には、先ほど大野さんの御報告にもあったように、「4つの自然湖沼を飼養するための特殊な施設とみなす」というかなり思い切った解釈をして、湖で特定外来生物を飼っている、だから逃がしちゃだめだという形で、漁業権という既得権を保護するための配慮をして指定にこぎつけた。相当に苦勞されたとは思いますが、かなり無理をしている側面もあるので、そのあたりをもう少し書き込んでほしいと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。これは後の部分の議論とったりもしていますが、環境省さん、今の部分で何かございますか。

【環境省（北橋）】 外来生物対策室長の北橋です。お世話になっております。今いただいた御意見、バスの飼養に関する現状をもっとしっかりと理解できるように書くようにという御指摘だと思います。これはしっかり書きぶりを直して、どんな方が読んでも分かるように充実させていきます。ありがとうございます。

【石井座長】 ありがとうございます。それでは、(2)の部分ですけれども、ページでいうと41ページから42ページの部分で、ほかに御意見ございますでしょうか。

なければ、また後で戻っても結構ですので、今度は(3)に進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

43ページですけれども、(3)－1 海外における輸出時の対策強化のための国際連携の強化、(3)－2 特定外来生物が存在する“おそれ”がある段階からの法的な措置の検討、(3)－3 非意図的導入に関わるリスクが高い事業者への配慮事項の検討、ここまでが(3)の部分でございます。このうち2番目、44ページの(3)－2と45ページの(3)－3は事務局からの提案となっております。この部分については、五箇委員から少しコメントをいただければと思っています。五箇委員、よろしくお願いします。

【五箇委員】 非意図的外来種に関しては、基本的に資材ですね。特に輸入コンテナを介してというところで、今はヒアリにフォーカスを当てていますがけれども、そのほかにもハヤトゲフシアリとかもろもろいろいろな昆虫類で、最近、神戸だとバッタも既に上陸しているものが見つかったりということで、基本的にはこのコンテナの管理そのものをどうするかというのが一番の焦点になってくるところです。ヒアリをメルクマールとして、今、環境省としても対策を進めていただいているということで、現状、対外的には、今後CO

P15もありますし、それに合わせて特に対中国というところで、こういったヒアリ等が混入するという部分に関して、お互いにどう管理していくかという国際的な枠組みが今後の課題になってくるであろうと考えており、そういった協議は進めていくことになっているところではあります。

あとは、輸入コンテナの中そのものをいかに清潔に保つかという部分に関しては、前にも紹介させていただきましたが、薬剤を使ったり、忌避剤を使ったり、あとはコンテナの管理で、きちんと洗浄するシステム、それと、コンテナを置く場所で雑草が生えたり、亀裂があったりということはいかに塞いでおくかという具体的な対策で、水際の対策はケーススタディーとしてヒアリは粛々と進めているところではあります。今後問題となるのは、荷物の持ち主や港湾の管理者といかに協調していくかというのは課題になるところですが、これが現場としてはかなりうまくやっているところではあります。ヒアリに関しては、現状、むしろしっかり抑えられているところではないかと考えているところではあります。

以上です。

【石井座長】 五箇委員、どうもありがとうございました。では、この(3)-1から3の部分ではほかに御意見、御質問があったらお受けしたいと思います。

では、秋田委員、お願いいたします。

【秋田委員】 私は、(3)-3について意見を述べさせていただきたいと思います。ここには、それぞれ関係の深い事業を営む者に対する配慮事項を整理したいと書かれていますが、これには通報しやすい仕組みをつくるのが伴わないといけないと思います。前回の会議で、中井委員からのご発言にありましたように、実際に通報して、これがヒアリとなったら、途端に全部燻蒸して荷物が駄目になってしまうとか、荷物の輸送を一時的に止めなければ駄目だということになってしまい、通報者に物凄いリスクが生じると思います。このため、そのリスクに対して何らかのケアがないと、なかなか協力体制が得られないのではないかと思います。ですので、関係の深い事業を営む者に対する配慮事項の整理とセットで、リスクケアの項目も考慮すべきではないかと思います。例えば、現行の貨物輸送では、荷物に保険が掛けられていると思いますが、こうした保険で、特定外来生物が混入した際に発生する損失をどれだけカバーできるのかといったことも検討の中に入れておくべきではないかと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。上のほうに網かけで「今後講ずべき必要な措置

(抜粋)」と書いているのですけれども、この部分の記載だけでは不十分で、通報しやすい仕組み、特に荷主のリスクに対するケアも入れたほうがいいのではないかという御意見だと思います。環境省から何か御意見等あったらお願いします。

【環境省（北橋）】 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、そこら辺は既存の仕組みで荷物の保険の話もいただいたところですが、そういったものの中で外来種関係がどこまで読めるのか、また勉強しながら、事業者の皆さんの御協力が得られるような方法を探っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【石井座長】 ありがとうございます。では、この(3)の部分ですが、ほかに御意見等ございますでしょうか。

磯崎委員、お願いします。

【磯崎委員】 (3)－2の“おそれ”のある状態を付け加える必要があるのではないかという点についてです。現行法は確定してからですが、それより前の“おそれ”があるときというのは、一般論では、将来を予測してのことなので分かりにくいとか、はっきりしない義務がかけられると言われることはもちろんです。ただ、今回、外来種で非意図的な混入ということを考えると、後で対策を取る場合の負担の大きさ、困難さから、事前に防止できたほうが、はるかに好ましいこと、それから、水崎さんの説明で、通関後に見つかっている事例が比較的多いというデータもありました。そうすると、法律が目的にしていることが、現在取られている措置によって問題解決になっているかどうか非常に重要です。このあたりのデータをもう少し具体的に示して、先ほどの事前防止が一番望ましいこと、今の状況で現実にこぼれてしまっていることがこれだけあるということを示すと、“おそれ”のある状態も含めないと、法の目的達成がおぼつかなくなるという理論構成ができるのではないかと考えます。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。今回のこの必要な措置の補強というか、そういう観点の御意見かと思えます。

ほかの御意見等あったらお願いします。早川委員、お願いします。

【早川委員】 (3)について、私のほうから水際対策と侵入時の初期防除の話についての意見というか提案を申し上げたいと思います。害虫等の防除のために農薬の使用の特例を設けたらどうかということです。初期防除はタイミングが非常に重要なので、防除には農薬は有効ですが、現在の農薬取締法では第24条に基づいて登録された内容、例えば

害虫の種類、場所、例えば農地とか、そういった登録された内容の範囲内でしか使用できないんですね。例えばクビアカツヤカミキリがそうなんですけれども、本来の農薬の登録の待っていると蔓延してしまったり、また、ヒアリみたいに農地じゃないところでの防除は、今は農薬を使えない状態になっています。これに対して、植物防疫法では緊急防除という規定があります。害虫が緊急に侵入してきた場合には、登録がなくても例外的に農薬を使えるという規定です。同様の規定を、外来生物法においても、例えば第11条に基づく防除とか第24条の2に基づく消毒のために農薬取締法に基づいて登録されている農薬を使用できるようにしたらどうかということです。

これはちょっと細かい話になってしまうのですが、法律的にはさきほどの農薬取締法第24条の適用除外ということになりますが、それについては農林水産省と環境省の共同の省令によって規定されています。これは、農薬取締法に基づく農薬の使用禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令というものでして、例えば試験研究に使う場合とか、先ほど申し上げました植物防疫法に基づく緊急防除に使う場合は例外として認められるという規定です。ここに、例えば外来生物法第11条の規定による防除及び同法第24条の2に規定する消毒を行うために農薬を使用する場合というようなものを追加すると非常にいいと思います。

コンテナヤード等農地以外では、例えばヒアリ等についても、もしかしたら衛生害虫用の殺虫剤があったのかもしれないのですが、実は衛生害虫用の殺虫剤は非常に種類も少ないし、データの的にも、ヒト健康とか環境毒性に関するものは圧倒的に登録農薬のほうが多いので、安全かつ有効な使用という意味では、農薬の使用のほうが、より有効ではないかと思っています。初期防除に農薬が使用できるようになると、非常に速やかに防除ができるようになると思います。またクビアカツヤカミキリムシのように農業害虫として農地等でも農薬による防除が必要となる場合には、その後でしっかりと登録用の試験を実施し農薬登録をしていけばよいのではないかと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。多分次の(4)の部分に関わっているのかと思うのですが、農薬の話ですので、これは専門の五箇委員、何か今のコメントに対してございましたお願いします。

【五箇委員】 御指摘のとおり使えるものを緊急で使えるようにするというのはすごく効果的だと思っていますので、そういった意味では、法律をまたいで、そういった緊急防除等に環境省自体が使えるようにしていただけるというのは、すごくいいことだと思います。

す。今のところ、対象が我々のほうはヒアリということで、これは既に薬事法で登録を受けている様々な薬剤もあるので何とかなっているところはありますけれども、それ以外の害虫類については、何らかの有効薬剤ですね。実際問題、農薬のほうは圧倒的に薬剤数も多いことですし、今、早川さんからも御指摘があったように、安全性評価がしっかりされているという部分でもリスク評価が非常にやりやすいという部分では、場面と法をまたいだ形での利用が順応的にできるというシステムもちょっと頭に入れていただきたい。それは実際問題、環境省と農水省、あるいは厚労省でどういう扱いにするかをしっかり話し合っておくことが大事かと思えます。

ちょっと話はそれますが、かつてウエストナイルが侵入するかもしれないという騒動があったときに、厚労省が（媒介蚊の）緊急防除で、毒性の結構高い有機リンをリストにアップしたとき、生態学会が大慌てしてヒステリーという言い方はあれですけども、結構大騒ぎになったことがあって、そういうときにはもっと本当に安全性の高い薬剤も結構あるということをご各省庁がしっかり共有した上で、そういったものも汎用できるようにするシステムをつくっておくことは、今後こういった外来種のみならず感染症対策という視点からも非常に重要になってくると思えます。

いただいたついでに、今回、この(3)の部分については、特にヒアリというケーススタディーがあったから、こういった補強もできているというところで、非常に分かりやすかったんですね。コンテナという、ある意味治外法権としての物資を運ぶコンテナをどうハンドリングしていくかというところや、あるいはそれが置かれる場所の管理、そしてそれが搬出される国との関係、そういった部分において、やっぱりいろいろと調整しなくてはならないということが、ある意味ヒアリで学んだことが、ここに導入されている。こういった点をしっかりと実装していくならば、今後こういった非意図的な外来昆虫類、目に見えない比較的小さなものに関しても、今後の対策は非常に強化されるだろうということが期待されているということで、環境省としては、かなり一生懸命踏み込んだ形で記載していただいていると私は理解しております。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。少し農薬の話題になっているので、今日は農水省からも御参加いただいています。もしも御意見等あったら伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

【農林水産省（中西）】 植物防疫課です。よろしいでしょうか。農水省の植物防疫課と

しては、侵入害虫を早期に防除するということでは、非常によろしいのではないかと思いますけれども、これは農薬の話ですので、農薬対策室のほうが主管となっておりますので、それがいいとか悪いとかというのは、私のほうから言うことができませんけれども、今後しっかり話し合ってやっていけばいいのではないかと考えております。

以上です。

【石井座長】 どうもありがとうございました。環境省のほうは何か今の部分でございませうでしょうか。

【環境省（北橋）】 ありがとうございます。おっしゃるとおり特定外来生物にはなっていないかもしれませんが、どの外来生物に対してどんな薬剤が効くかというのは、本当にそれぞれの種によって異なってきますので、いろいろな法律での知見を総合して当たっていきけるように連携していきたいと思えます。

【石井座長】 ありがとうございます。実はちょっと(4)の部分に踏み出しているのかなと思っておりますけれども、今の(3)の部分でほかに何か御意見があったら伺いたいです。よろしいですか。

では次に行きますね。次が(4)－1から3ですけれども、(4)－1多様な主体による防除推進のための規制の適切な運用、(4)－2早期根絶のための通報・協力指示等の制度、(4)－3防除の情報整理と発信の強化です。実は冒頭で早川委員から伺ったのは、このあたりのことなのかなと思ったりしておりますけれども、先ほど意見を伺っていますが、早川委員、何か補足等ありますか。

【早川委員】 補足というのはどのことについて。

【石井座長】 例えばクビアカツヤカミキリの話とかありましたね。

【早川委員】 改めまして、第2回目のヒアリングのときに申し上げたと思うのですがけれども、クビアカツヤカミキリは最終的に農薬登録のために薬効試験をうちの協会でもお手伝いしたのですが、特定外来生物に指定されたため、特定飼養等施設の基準の細目が非常にがちがちになっていて、なかなかやりづらかった。例えばクビアカツヤカミキリはたしかハチと同じような項目の中に入っているのですが、そこは例えば飛翔しないようなものは飛翔するものよりもやりやすいやり方を工夫していただくとか、生物種の行動範囲を踏まえて、より弾力的な項目設定にさせていただくと、その後の防除のための研究や試験等がやりやすくなるということを補足で申し上げます。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。クビアカツヤカミキリの場合は、先ほどありましたように徳島県では1匹捕獲して持ってくると500円という制度をつくったわけですが、それで思い出すが、五箇委員にまたお願いしたいのですけれども、セイヨウオオマルハナバチの場合のバスターズの件がありましたね。あれはどうなっていますでしょうか。

【五箇委員】 セイヨウオオマルハナバチは網を振って捕まえましょうということで、捕獲に関してはボランティアだったんですね。

【石井座長】 あれは、ただでしたか。

【五箇委員】 ただです。呼びかけで農家さんも含めて、その町に住んでいる人たちが網を振って定期的に捕獲するということをやっていますけれども、カミキリムシと違ってハチの場合は完全に社会性昆虫になりますので、ワーカーを捕まえ続けてもあまり意味はないし、新女王、越冬女王ものすごい数で、過剰に生産されているものですから、それを人間の見える範囲で捕ったところで間引き効果ぐらいしかないということで、減少には全然つながらずということで立ち消え状態になってしまったということです。確かにインセンティブとしてお金をかけるというのはすごく大事で、オーストラリアではヒアリの巣を発見すると懸賞金が出るということで、アリのような社会性昆虫に関しては巣という単位で防除しますから、そういった意味では、発見効率を非常によくして防除を徹底することができた。ただ、やっぱりお金がかかります。オーストラリアの場合は面積も非常に広がったことがありますけれども、大体数年で600億円とかすさまじい勢いでお金を使ってということで、ほとんどが人件費で消えてなくなっているという状態ですよ。そう考えると、今の懸賞金というのは、捕獲効率、発見効率を上げるのは間違いないのですが、いかにその分の予算を確保するかというのは、環境省としては非常に厳しい課題になってくるだろうと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。先ほど言い忘れたのですけれども、47ページの(4)－2 早期根絶のための通報・協力指示等の制度という部分については、今回、事務局からの提案となっております。五箇委員この部分で何かコメントはありますか。

【五箇委員】 今言いましたように、義務と言え言わないと駄目ですよというところになってくるのですが、逆にこれは現行犯でない限り、もし通報をしたところで、多分見つからないだろうと考えると、先ほどから話題になっているように、何らかのインセンティブとしては、お金がもらえるよというのが、本当は一番いいだろうなとは思っています。こ

ここでできるだけ早く発見するという意味で、そういった市民協力、あるいは管理者の協力を得るとするのは非常に重要ではあるのですが、それが面倒くさいとか、あるいは非常にコストがかかるということになってしまえば、やっぱりスルーしてしまうところは非常に大きい。特にヒアリみたいに見えない形のものであるならば、いっそむしろお金をもらえるらしいということで一生懸命探すというような形を取れるほうが本当はいいんだろうなと思います。

あと、ここに書いてありますけれども、(4)－2の現状と課題で、民有地の問題なんです。これが実は今、外来種対策で一番ネックになっていて、例えば都心エリアにおいてもアライグマやハクビシンといったような外来哺乳類の寝床になっているのは、ほとんど空き家だったりする中で、そこに入り込めないという部分が今非常に問題になっていて、あるいは同じようにアルゼンチンアリとか既に定着している外来種についても、そこがやっぱり入り込めずに、人間自身が立入りできずに防除が行き届かないということで、なかなか根絶ができないケースもあって、今問題となっているヒアリにつきましても、港湾から既に広がっているという状況を考えたときの調査で、民有地になかなか立入調査ができないことがネックになってしまう。この部分をいかに権限強化して、そういった特定外来生物の発生に関して、民有地に関して調査できるという権利をいかに附帯させるかというのは、かなり大きな課題になってくるだろう。外来種防除全般において、ここはすごく重要なポイントだと思います。

【石井座長】 コメントどうもありがとうございました。この部分、ほかに御意見ありますか。

早川委員、挙手されていますね。お願いします。

【早川委員】 繰り返しになりますけれども、徳島県の例で2点なかなかすばらしいと思ったのは、買上げという話と、もう1点、クラウドファンディングです。予算がなかなかないという中でOTSUCLEという大学が中心となっている支援機構が運営しているクラウドファンディングで資金を集めたというのが、また新しい、今風のやり方なのではと思います。国の予算、県の予算に制限がある中では、そういう新しいタイプの資金獲得ツールであるクラウドファンディングも知恵の出どころで、こういったものも考えて、先ほどの買上げや回収等、いろいろなやり方を絡めて、最終的には、例えばアカミミガメとかアメリカザリガニ等の指定に向けていったらいいのではないかと思います。

以上です。

【石井座長】 早川委員に私からお聞きしたいのですけれども、持ち運びは特定外来生物では厳しいと思うのですが、徳島のケースは、クビアカツヤカミキリを捕獲して、それを殺して持っていったら500円ということなんですか。

【早川委員】 特定外来生物に指定されたのが、たしか2018年1月15日なので、その前の年はもちろん指定されていなかったのが規制はありませんでした。その次の2018年は指定された後なので、運搬等の規制がなされていたので、捕獲された成虫は許可を受けた徳島県農林水産総合技術支援センターの職員が厳重な管理の下に許可を受けた保管場所まで運搬したということで、指定した後のやり方については、当然、法律に基づいた枠の中でやられたと聞いております。

【石井座長】 どうもありがとうございました。田中委員、挙手されていますね。お願いいたします。

事務局で田中委員と連絡を取れますか。聞こえてこないのですが。

ほかに田中委員より先に御意見があったら伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。

では、中井委員、お願いします。

【中井委員】 本文のほうで23ページの10行目から15行目ぐらいに農水省の取組として技術開発をされたりマニュアルをつくったり、マニュアルについてはパワポの48ページにも例示されています。私、最近、農地に入っている特定外来生物、具体的にはナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイですが、これらの取扱いについて現場の方が非常に困っているというのを目の当たりにしているわけです。これは何度も言っていることですが、先ほどのクビアカツヤカミキリのときにも出たように、生きた個体は運搬できない。特定外来生物は、列記されたあらゆる行為が一律に規制されるという厳しい取扱いがあるがゆえに、植物は死ぬまで待たなければ動かせないと、除去した後で動かせないというのと同義だと思います。では、その場に放っておくと、種子まで作ってしまい、それが生きたままの状態が続く。こういう運用上の難しさは動物の中でもいろいろいるでしょうし、ここで挙げたように植物もそうですが、それぞれの生き物の特性や、どう利用されるかというところも考えてほしい。一律に全部規制を原則とするのではなくて、それは最初に大野さんがおっしゃったように、新たなカテゴリーの制定にも関わってくるのですが、今、一律飼養等として、広い範囲の行動が規制されるわけですが、それをもう少し柔軟に、基本線をもう少し緩くするような形で設定したほうが、対策がより進むので

はないかという部分もあると思います。もともと所持が全面的に禁止されたのは、オオクチバスの密放流を防ぎたかったというのが大きな事情ですから、かなり特殊な状況への対処として所持を禁止したかったわけですね。それを一律に広げることでほかの外来種の扱いが途端に硬直してしまって、なかなか面倒くさくなってしまっている状況が、もう少し整理ができたらと思っております。

これも前から言っていることですが、農業現場では関係した植物や昆虫の特定外来生物がいろいろありますが、第一次、第二次の特定外来生物指定以降、環境省と農水省の共管種がなくなってしまっています。このことは、その後、そういうことがあるのを忘れてしまっているのか、あるいは、共管が面倒くさいからやらないのか、何が原因か分かりません。共管にしたほうがいいのか、しないほうがいいのか、することのメリット、しないことのメリットについては、私もよく分かりませんが、少なくとも農業という現場で、恐らく農水省さんの土俵の中で外来生物法というかなり厳しい枠組みが当てはまっていて、現場の方々が非常に困っているような状況を、どういう形で突破していくかということを考えていく上では、規制のあり方や、あるいは植物の場合ですとオオキンケイギクの刈り取りの際に適用された運用面での3つの条件を拡大解釈すればできるのかもしれませんが、そうやって個々に対応するのではなくて、特定外来生物にはいろいろなタイプの生き物がいるということで、規制のあり方について今回見直すのであれば、アカミミとアメザリ以外にもいろいろあるのではないかと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。田中委員が先ほど回線の都合で御意見が伺えなかったようです。田中委員、大丈夫ですか。お願いします。

【田中委員】 先ほど五箇委員からも出ましたけれども、持ち主不明の土地の外来種の駆除問題は、小笠原でも実際に以前から問題化してしまっていて、小笠原が昔は開拓でいろいろな方が土地を個人所有していたのですけれども、戦後、その方々が戻ってこなくて、戻ってきたとしても利用されなくて、昔畑だったところが森林化して、そこにいろいろな外来種が入ってしまっている。そういうところを駆除するときに、持ち主が分からないと駆除できないんですね。そういうところが結構な面積でありまして、外来種駆除の場合に非常に問題になっている。そこをやはり持ち主不明のところは外来種駆除ができるような法の仕組みをつくっていただくことが重要だと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。ここまで一気にきましたけれども、環境省、農

水省から何か御回答とか御意見とかあったらお願いしたいと思います。

【環境省（水崎）】 民間の土地での調査とか所有者不明の土地の件について、現行の規定を改めて御説明させていただきます。まず、外来生物法の防除の確認手続を経て地方自治体が防除を行う場合とか、国が告示に沿って防除する場合は、民間の土地にも今の法律でも立ち入ることはできるようになっています。ただ、解釈の余地はあるかもしれませんが、いるかどうか分からない生息調査とか、特にヒアリで大分広範囲に生息調査をするとか、そういうところまでそれでやるのはちょっと厳しいのではないかというのが民間の土地への立入りになります。

あと、田中委員からありました所有者不明の土地での防除です。実際、駆除するときの立入りなどについては、前回の法改正のときに、そのあたりは事前に告知をして何日間たったら入っていいとか、そういった規定ができておりますので、実際に駆除活動をするという段階であれば、手続を取ればある程度できるけれども、その前段階の調査が根拠が曖昧だというのが、今の課題と考えております。

【石井座長】 どうもありがとうございました。そうしましたら、(1)から(4)まで通して、資料2、資料3の前半部分について御意見があったら伺いたいと思います。

中井委員、挙手されましたでしょうか。

【中井委員】 本文の23ページの28行目あたりから、広域に広まった特定外来生物ということでアライグマが例示されていて、あまりうまくいっていない例としてここでは紹介いただいている。これも非常に重要な現状把握なり問題提起だと思うのですが、アライグマを例に出していただくのであれば、もう一つ、やはりオオクチバスは絶対に例として入れてほしいと思います。その理由は何かといいますと、数ある特定外来生物の中で、野外に生息している状況を積極的に利用するレジャーが成り立っているという非常に特殊な、ほかでは類を見ない形での利用が進められているのがオオクチバス、あるいはコクチバスで、そのような魚であるがゆえにいろいろな問題をこれまで引き起こしてきたし、今日、大野さんが資料で紹介いただいたノーバスネットの資料がウェブ上でPDF公開され、そこにも書かれているのですが、実際に明らかに密放流されたという事例が、いまだに希少種の絶滅危惧種の魚を保全する現場でも具体的に起こっている。そういうごくごく限られた現場でさえも、密放流がなされて、それに気づかれるような状況があからさまに続いている。すなわち、先ほど言いましたように、外来生物法で所持に関するいろいろな行為規制がなされる背景にあったのは、実はブラックバス（オオクチバス）の密放流を防

きたいという状況であったにもかかわらず、恐らくはかなりの割合で防げているのかもしれませんが、いまだに密放流が続いてしまっている現状は、現状認識という点ではぜひとも触れていく必要があるのではないかと思います。

特定外来生物に指定されたときには、社会的関心がかなり高まり様々な報道もなされましたので、その後一時期、例えばバラエティー番組でもバスに関する話は全然出なくなっていたのですが、最近では普通にバス釣りをするとか、趣味がバスだとか、そういう形で当たり前のようにオオクチバス、あるいはコクチバスを釣っているような映像が流れて、それらが特定外来生物であることについては全く紹介されない。唯一、「特定外来生物」という言葉がよく流れているのは、例の池の水を抜く番組。ここでは特定外来生物という言葉が頻繁に出てきて、私はあれは普及啓発の効果が非常に高い番組という側面もある点で評価していますが、実際、バス釣りが無批判に容認されている状況になりつつある。特定外来生物指定直後は、あまり表立って話せない状況で、どう利用していったらいいのかという戸惑いもあったのかもしれませんが、今や普通にいる魚として普通に利用でき、特定外来生物であることも知らない人たちが非常に増えている状況は、やはり非常に問題だと思います。それが、先ほどの指定4湖の話にもつながっていくわけで、今後、オオクチバス、あるいはコクチバスの問題、特にコクチバスは全国的に特定外来生物指定後にかかなり広まっているという報告もありますので、現状についてかなり踏み込んだ書き込みをしていただきたい。具体的に何を対策していけばいいのかを考えると、非常に難しいのですが。密放流を防ぐために、できるだけの手だてとして所持を禁止したわけで、それ以上の措置は非常に難しいと思いますが、少なくともでき得る限りの手だてをとっても、なおかつ収まらない状況は広くアピールしていただきたいと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。資料2、本文のほうの23とページが振ってあるところの28行目から始まる段落ですね。このあたりにアライグマだけでなくオオクチバスやコクチバスについても踏み込んで書いてほしいということです。環境省、何かございますか。

【環境省（北橋）】 中井委員、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、バス問題は規制が始まってから随分たつにもかかわらず、状況は、一部の例外を除いては一緒ということで、これは我々としても非常に深刻に受け止めておりますので、現状の課題にもしっかりと書かせていただきたいと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。大体予定した時間ぐらいになってきましたけれども、次に進ませていただいてよろしいですか。次というのは、資料2の後半の部分です。冒頭で御説明いただいたNACS-Jの大野部長の御説明と関わるところで、よろしければそちらの議論もさせていただければと思います。

資料2に戻っていただいて、24ページから始まる(5)特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題以降の部分です。(6)各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題、そして(7)調査研究となっています。では、この部分について御議論いただければと思います。最初の部分のNACS-Jの大野さんへの御質問も含めてお願いしたいと思います。それでは、御意見、御質問のある方は挙手ボタンをお願いいたします。

特に手が挙がっていないので、大野部長、何か補足等あったら、ここでお願いします。ここまでお聞きになっていかがでしょう。

【大野氏】 前半のほうの議論の中で買上げの話が早川委員から出ていらっしゃいました。外来種の初期の段階であれば買上げも効果があるかと思うのですが、アカミミとかアメザリという蔓延したものの場合、買上げすることにどこまで公的な税金を使うのかというのは、効果の面から、よく考えたほうがいいかなという気はします。やはりそれだけの資金を使うならば、どこか集中的に防除を進めることに使ったほうが、アカミミ、アメザリの場合はいいのではないかと思います。

あとは、実際、指定した場合に飼われているものはどうするのか。どちらも終身飼養、最後まで責任を持って飼うのが前提だと思うのですが、飼い主の方がもう高齢でということはカメの場合は普通にあります。それをどうするのかというのはすごく悩ましいところで、犬猫のように譲渡をすることも考えられるのですけれども、それをずっと繰り返していくのが本当にいいのかどうか。今回、譲渡も我々の提案の中では加えさせていただいたのですけれども、そこもよくよく考えたほうがいいなとは思っています。

あと、明石市ではアカミミガメを引き受けることをされています。生きた飼えなくなったものを引き受けてクリーンセンターの片隅にカメを飼う施設を造って受け入れていきます。すごくユニークで先進的だと思う一方で、じゃあ同じことをほかの自治体でできるのか。先ほどもお話ししたように、飼えなくなったものを引き取って飼うことの資金に使うのがいいのか、防除の減らすほうに使ったほうがいいのかというのは、その議論は生命の話にもなりますので、よく考えた方がいいと思います。環境省でもアカミミのワーキンググループ、アメリカザリガニのワーキンググループがありますので、そういうところで

もいろいろな事例を含めて議論をするのがいいのかと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。中井委員は今のに関わるのでしょうか。

【中井委員】 アカミミとアメザリ、特にアメザリですが、絶滅危惧種のいるようなため池に入るとものすごいダメージを与えてしまうということは、前にも荻部さんから御報告いただきましたが、そのように侵略性が極めて高いことが分かっている一方で、都会とか市街地では本当に普通にうじゃうじゃいるような状況にある。特定外来に指定されることで、そういった場所でも、全部駆除しなくては、捕らなくては、殺さなくてはという機運になっても、そんな場所では、恐らく根絶などできないし、機運は一時的で、そういうところでの労力は、恐らくは労力のかなり浪費につながりかねない。指定されることによって、新しい水域への放す行為が少しでも抑え込めるとか、あるいは駆除活動の後ろ盾になるという面で、うまく指定のメリットを生かせばいいと思いますが、やはり難しいのは、人口面で私たちの大多数が生活する市街地、都市部の身近にいるような状況は、実はあまりすぐに対策をしなければいけない状況ではなくて、どちらかというところでは人けの少ないところでいろいろな問題を起こしてしまっている。普及啓発も大事でしょうし、どういう取組をしていくのかという点も非常にきちんと考えていかなければいけないという点での難しさがあると思います。

【石井座長】 ありがとうございます。この後半の部分ですけれども、御発言があったらお願いいたします。一般で視聴されている方は、多分御存じだと思いますけれども、アメザリというのはアメリカザリガニのことです。あまりにも長いので皆さん略称で言っていますけど、アカミミのほうは分かりますね。ミシシッピアカミミガメのことですけれども、両方ともかなり侵略性が高いということで、今回どのようにするかが議論になっているところです。

ほかはいかがでしょうか。田中委員、お願いします。

【田中委員】 島嶼における外来種の中には、国内のほかの地域では自然分布なんだけれども、その島嶼には分布していなくて、それが島嶼に侵入したことによって侵略的になっている、いわゆる国内外来種が時々あるわけですね。例えば小笠原ですと、アカギというのは沖縄までは天然分布だということで、沖縄では大事に育てられている郷土の種類なんですけれども、小笠原にはもともとない種類で、それが約100年前に試験的に持ち込まれた後に自然に急速に拡大して、非常に面積を広げてしまって、在来の樹種や生態系が壊れちゃったということがあるわけです。ほかにもリュウキュウマツとかガジュマルというよ

うな種類がありまして、こういういわゆる国内で見れば日本の種類なんだけれども、地域的には外来種として同じような扱いをしなければならない種類がありまして、それをここで書いてくれているのですけれども、国内外来種が言葉的にはだんだん定着してきているということもあるので、そういうキーワードを入れてほしい。島嶼については、本州の中の保護区とはまた異質の生態系なので、国内の陸続きの中であればある程度平衡に達していて、外来種も入ってきにくい条件はあるんですけれども、島嶼の生態系は外来種に対して非常に脆弱ですので、その部分について書いていただいて、国内外来種について、この法律の背景として喚起していただきたいと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。委員の方から先に意見を伺いたいと思います。竹内委員、挙手されていますね。お願いします。

【竹内委員】 後半の部分のところに、今、田中委員も国内外来種の話を書かれましたけれども、特定外来以外の外来種の話、それから、(7)まで行くと調査研究のところまで話がありますので、ここについて少しコメントをさせていただきたいと思います。

特に私は哺乳類の農業被害が研究の専門でやってきていて、アライグマは今一番ホットな動物種になるわけですが、現場で問題になっているのは、アライグマが被害を起こしているだろうということは分かっているのですけれども、実際にこれがアライグマなのかどうなのかという識別をすることはとても難しく、いろんな勘違いとかが起こる状況になっている。それを踏まえて私たちは、もっと迅速に、簡便に判定できる方法はないかと思って、今回この提言の中にも大きく書かれていますけれども、遺伝子を使った判定は哺乳類にも使える部分があります。ですから、食痕とかを使ってそういうことにつながるかなという研究を始めたところです。ただ、残念ながら、日本の野生哺乳類に対しての遺伝子のデータは、まだとても脆弱なので、そこからやらないといけないという状態になっています。ですから、今の提言にそのまま結びつくようなところまではいかないのですけれども、そこにこれから力を入れていきたいと思っているので、農業被害の問題だけではなくて環境の問題という部門も入れて、環境のほうの政策にも使えるようなデータを取っていこうなっています。

その辺のところの状況があるということの一つ発言しておきたいのと、哺乳類に関していうと、昔といっても戦前ぐらいから始まる話になるんですけれども、有益獣という言い方をして野外に放して、例えばネズミを駆除しようということでキツネを放してみたり、そういうことをやってきた歴史があって、今言った国内外来種に話が行くのですけれど

も、人為的に使っていこうということがありました。それが経緯としてどうなったか、今どうなっているのかということは、実は押さえ切れていません。ですので、農業のほうの問題として野生動物がどういうふうについて、何が影響が起きているのかという話は農業環境の部門では研究を始めようとしていまして、インベントリーという形で、どこに何があるのかというところから始まっているところですが、我々はそれを被害対策というところまで踏まえて政策に生かしていただきたいと思って研究していますので、その部門の話に外来種、もちろん特定外来種も入ってきますので、そこと連携が取れていくのかなと思っています。そういうふうな研究も始まっていますので、その辺のところをもし書き込む余裕とかがまだあるようであれば、足していただいて、そういうことで農業と環境のほうでお互いに補強していけるところ、ここから進めていくべきところみたいな話を少し強化できるかと思っておりますので、その辺を提言させていただければいいと思います。本省からの意見をいただければと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。次回また後半の部分は詳しく検討するわけですが、今のところで、それでは、本省のほうの御意見ということがございましたので、農水省から何かございますでしょうか。

【竹内委員】 すみません。農水省じゃなくて環境省のつもりで言いました。

【石井座長】 環境省のほうですか。すみません。失礼しました。

【環境省（北橋）】 ありがとうございます。まず、国内外来種のほうでございますけれども、現在お配りしております資料の中でも国内外来種対策につきましては課題として挙げさせていただいているところがございます。輸入から含めて日本全国で止めるということではなくて、影響の大きな一部の地域について見ていくという趣旨からすると、今まで同様、法律の枠組みというよりは、それぞれの地域での条例をいかに国として整理していくか、推進していくかという方向だと考えておりますが、その辺は国内外来種問題のことがはっきりと伝わるように、より記載を充実させたいと考えます。ありがとうございます。

また、竹内委員からも過去のいろいろな人為的導入のことを調査されているというお話を伺いました。マングースのように非常に皆さんに知られているものもありますけれども、そうでなくて時代の移り変わりとともに記憶が忘れ去られていっているような事例もあると思っておりますので、そういった調査をしていただけるのは大変ありがたいと思っておりますし、いただきました情報につきましては、参考資料なり、一部につきましては書き込むな

りして活用していきたいと思います。ありがとうございます。

【石井座長】 どうもありがとうございました。そろそろ時間なんですけれども、全体を通してでも結構ですので、御意見を伺えればと思います。言い残したことはないですか。議事のほうではその他という項目があるので、その他という項目とお考えいただいて結構ですけれども、委員の皆様、今回は大野さんも含めて、何か言い残し等あったらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。多分後から、こんなことを言えばよかったということに気づく方もおられると思うのですけれども、後で事務局から追加の御意見等の提出期限等を言っていたらこうと思いますけれども、この部分では・・。大野さん手を挙げていますかね。お願いします。

【大野氏】 すみません。ちょっと細かいことというか、後半を今拝見したところ、外来生物の普及についての段ですけれども、小学校、学校等の現場での話が書かれています。学校のほかにも地域の博物館が外来生物の情報のデータベースにもなりますし、博物館によっては外来生物の特別展示の企画展をやっているところもたくさんありますので、社会教育という面で博物館にこういった普及啓発の役回りを期待できると思いますので、ぜひ学校だけではなくて博物館も入れていただければと思います。特に中井委員も関わられているので、その辺は強調しておきたいと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。田中委員、挙手されていますでしょうか。

【田中委員】 素案の段階でも非常に詳しく書き込んでいただいて、内容はそろってきているとは思いますが、詳しいだけに、こういう報告書はどこがポイントなのかが分かりにくいんですよね。1つは、目次は、例えばマスコミとかそういう関連の地方自治の専門家の方とか皆さん見るので、ですから、目次を具体的にしてキーワードを入れていくのがいいのではないかと思います。

それから、もう一つは、よくこういう報告が出るときに概要版が出ますけれども、これは出るのですか。

【石井座長】 この部分、環境省、いかがですか。

【環境省（北橋）】 前回5年前の検討のときも概要版という形のものを作っていないのですけれども、今回の会議資料でお示ししているような審議会での解説用の簡潔なパワーポイントは作っていくと思いますので、そういったものを活用していく感じがいいのかなと考えています。

【石井座長】 ありがとうございます。

【田中委員】 私の意見としては、概要版か、あるいは要旨か、今、解説用のパワーポイントというお話もありましたけど、ポイントが詰まっている短い発信が必要ではないかと思えます。

【石井座長】 分かりました。最後のアピールの部分ということですね。ありがとうございました。ほかにございませうか。

では、予定した時間が参りましたので、特に御発言等なければ、これで本日の議題は全て終了とさせていただきたいと思えます。よろしいですね。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【環境省（水崎）】 毎回のことではあるのですが、追加の御意見があったら、事務局の環境省なり自然研のほうにいただければと思えます。期限ですが、次の会議が7月上旬と迫っておりますので、今週中、6月11日金曜日までに環境省か自然研まで追加意見がある場合はいただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、事務局、自然研です。石井座長、進行どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第3回外来生物対策のあり方検討会を閉会いたします。本日は長時間にわたって御議論いただき、どうもありがとうございました。

以上